26. ギリシャ (G R)

	国別整理番号	名	称	使用言語		所	 蔵	範	囲	- 整理区分
国名					発行状況	発行年次	番	号	主な欠号	
26 ギリシャ (GR)	1	工業所有権公報		ギリシャ語	月刊刊	1966 ~ 1987				発行日順 用
	2	工業所有権公報((特・実)	ギリシャ 語	月年刊	1988 ~				発行日順 用
	3	工業所有権公報((商標)	ギリシャ 語	月刊	1966 ~ 1989				発行日順 年 別

要 考 概 備 1988年1月1日以降整理番号(2)(3)に継続 1.特許関係 出願日の日の翌日から15年 (1) 特許番号順目次 (2) 名称変更リスト 実用新案はない。 (3) 権利移転リスト 4 権利放棄リスト (5) 無効リスト 2.商標関係(工業デザイン及び商標) (1) 登録番号順商標見本 (内国人商標見本と外国人商標見本とに分けて 掲載している。) (2) 登録番号順更新リスト (内国人商標と外国人商標とに分けて掲載して いる。) 3. その他 政府刊行物サービス 1.一般事項 1.特許 2.特許・実用新案関係 (1) 種 類 (1) 特許抄録 発明特許 (2) 実用新案抄録 追加特許 (3) 特許索引 秘密特許 (4) アルファベット順特許人名索引 (2) 存続期間 (5) 特許移転リスト (1) - (1)...出願日の翌日から20年 (6) 特許放棄リスト 1987年12月以前の出願は出願の日の翌 3. EPO関係(1986~ 日から15年 出願から4月以内に調査料が納付されないときは (1)-主特許の存続期間 (3) 審 査 自動的に実用新案になる。 「PCT」「EPO」の実用はない。 方式のみ (4) 実施特許付与の日から3年または出願から4年 (5) 出願から18ケ月で公開(要綱のみ公開) 2. 実用新案 (1) 存続期間.......出願の日から7年。延長なし (2) 審 查 方式のみ 1.商標 1.商標関係(工業デザイン及び商標) (1) 登録番号順商標見本 (1) 存続期間 出願の翌日から10年。10年単位で更新可能 (内国人商標見本と外国人商標見本とに分けて (2) 国際商品分類(1~34分類)を使用。 掲載している。) (3) 使用義務 (2) 登録番号順更新リスト 登録日から3年以内、及び2年継続して中断してはな (内国人商標と外国人商標とに分けて掲載して らない。 いる。) (4) 登録から3年以内及び継続して2年以上不使用の商標 は取り消しの対象。 意匠法はない。